



2022年6月9日

各位

会社名 株式会社チノー
代表者名 代表取締役社長執行役員 豊田 三喜男
(コード番号 6850 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員経営管理本部長 大森 一正
電 話 (03-3956-2115)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年6月9日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第86回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会資料の電子提供措置

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除されたとみなすものといたします。

(2) 補欠監査役規定の明記

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定(変更案第29条第3項及び第4項)を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(株主総会のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき情報を、法令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす事ができる。	(削除)

<p>(新 設)</p> <p>(監査役の選任) 第 29 条 (条文省略) 2 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第 29 条 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p><u>3 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条 定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第 14 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもって削除されたものとみなす。</u></p>
--	--

3. 日程

本変更は、2022年6月28日開催予定の第86回定時株主総会の決議を経て同日に効力が発生します。

以上